

## 会議録

会議の名称	行財政改革推進委員会 平成19年度 第5回
開催日時	平成20年1月21日（月曜日） 午前10時3分から午後0時5分まで
開催場所	田無庁舎 5階 501会議室
出席者	委員：横道委員長、西川副委員長、浅尾委員、笠間委員、加藤委員、高坂委員、今尾委員、宇賀神委員 事務局：尾崎企画部長、池澤企画部参与兼財政課長、金子企画部主幹、柴原財政課長補佐、下田財政係長、伊佐美企画政策課主査
議題	1 地域経営戦略プランに係る新たな財政指標について 2 財政健全化法による4指標について 3 下水道使用料、国民健康保険料等について 4 その他
会議資料の名称	資料No.1 「地域経営戦略プラン」の後期見直しにおける新たな財政指標の設定について（案） 資料No.2 財政健全化法による4指標（平成18年度決算による試算） 資料No.3 平成18年度汚水処理費回収率等の26市比較 資料No.4 平成18年度国保会計への一般会計からの繰入金の26市比較 資料No.5 平成19年度各種がん検診の自己負担率の26市比較
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p><u>1 地域経営戦略プランに係る新たな財政指標について</u></p> <p>横道委員長： 議題1について事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局： 《資料No.1に沿って説明》</p> <p>横道委員長： 今日の議論の中では、下水道や国民健康保険のことも踏まえて議論していきますので、後ほど議論が繰り返しになるかもしれませんが、まずは、今の説明について質問や意見</p>	

がありますか。

経常収支比率目標85パーセントを当初目標値としているところ、平成21年度までにこれを達成することは現実的には難しいということで、目標値を下げるという趣旨ですが、修正のポイントとしては、三位一体の改革の影響ということですか。

事務局：

三位一体の改革が財政構造を大きく変えているという実態があります。特に地方交付税の見直しにより3年間で25億円の減収となっております。地方交付税は経常収支比率の分母に算入されるものですから、経常収支比率の当初目標を達成することが厳しい状況です。このことはどの自治体にも言えることですので、類似団体の経常収支比率を参考に87パーセントという目標値を考えました。

今尾委員：

経常収支比率などにおいて目標下げることについて、事務局は三位一体の改革の影響を挙げていますが、17年度に地域経営戦略プランを策定した段階で、三位一体の改革の影響はある程度分かっていたはずですから、三位一体の改革を理由に目標値を下げるのはどうかと思います。

戦略プランの55の実施項目に取り組んで88億円を削減することが当初、掲げられておりますが、88億円は削減できるのですか。あるいは88億円を削減することが困難なのですか。

事務局：

戦略プラン策定時において、交付税の削減についてはある程度把握はできているのですが、当初想定と違って、国から地方への税源移譲が地方交付税などの削減よりも少ないものとなっています。

経常収支比率85パーセント達成するために、55項目で88億円を削減することとしておりますが、今回の目標につきましては、平成18年度の決算ベースから見て平成21年度までにさらに9億4,500万円の削減を図っていく必要があると考えております。

今尾委員：

実施項目を当初の予定どおり達成しても、経常収支比率の分母が変わるため、自動的に87パーセントになるということですか。

事務局：

経常収支比率の分母も大きく変動しています。現行85パーセントを目標としますと累積で88億円の効果額が必要だというのですが、87パーセントで目標設定した場合、平成18年度までの削減額に9億4,500万円を足した額が平成21年度までの総削減額になるのではないかと思います。

\*注：88億円が21年度までの取組効果の累積額（次年度以降に持続する効果を繰り返し算入した額）であるのに対し、9億4,500万円は平成18年度の経常収支比率89.7パーセントと87パーセントとの差2.7ポイントに平成18年度の経常収支比率の分母の1パーセント相当額3.5億円を乗じて得た金額（次年度以降に持続する効果を算入しない額）です。したがって、両者を単純に比較することはできません。

横道委員長：

経常収支比率85パーセントを目指した場合88億円の財源不足の解消が必要であって、戦略プランでは18ページで88億円の内訳が表示されているわけです。今尾委員が言われたのは、87パーセントとした場合の内訳はないかということですか。

今尾委員：

88億円削減などすることには変更がないのか確認したいのです。

横道委員長：

おそらく88億円では足りないということだと思いますが。

今尾委員：

18年度までの効果額はどの程度になりますか。

西川副委員長：

戦略プラン16ページの収支見通しでは、平成18年度で11億9,000万円、平成19年度で21億3,000万円となっていますから、大体これくらいの効果ではありませんか。

事務局：

これまでの取組の成果につきましては、正確には3月くらいまでには資料をまとめられるかと思います。

横道委員長：

戦略プランを作ったときの財政的な前提条件が戦略プラン16ページの収支見通しの表です。この中で将来的な歳入歳出の推移を平成16年度決算をベースに推計し、この推計上の経常収支比率に対して目標値を示してその差額88億円を削減する取組のフレームを作ったわけです。それが現実には歳入面における地方交付税、臨時財政対策債等が予想以上に落ち込んだということになります。その結果85パーセント達成が難しい状況で、仮に87パーセントに設定し直しても、なお9億4,500万円の削減が必要というのが事務局の説明です。

事務局：

取組の効果としては、平成17・18年度の2カ年では累積約22億4千万円の効果があったと推定しています。内訳は、平成17年度が12億6,900万円、平成18年度が9億7,100万円です。

横道委員長：

それは、計画以上にがんばっていると評価していいですね。

事務局：

単純に戦略プランでは平成18年度までに11億9,000万円ですから、実績が上回っていると言えます。大きな見直しなどは、今年度までにやってきてしまっているので、平成20年度以降、大きな効果を生む取組を見つけることが難しくなってきます。

今尾委員：平成21年度までに88億円の効果を生み出すことは可能なのですか。あるいはこれが無理だから経常収支比率の目標を87パーセントに後退させるということなのでしょうか。

事務局：

この収支見通しが現時点でどう変わってきているかについては、シミュレーションをし直しています。財政課長の説明にもありましたとおり交付税制度の変化はある程度見込めたのですが、税源移譲の動向は明確に分からなかったという状況です。シミュレーションを改めてやってみて詳細な要因分析をする必要があるのではないかと思います。

横道委員長：

そのあたりの前提を明確にしないと議論が混乱するおそれがあります。シミュレーションが変われば、88億円という効果額も変わる可能性があります。シミュレーションによって予想財源不足額を明確にして、それによっては経常収支比率の目標を85パーセントにするのか87パーセントにするのかが違ってきます。残り2年間ということを考慮すると87パーセントが一杯だろうというのが事務局の説明です。

浅尾委員：

経常収支比率の目標値を定めるに当たっての考え方を変更していると思います。すなわち当初の目標85パーセントを設定した理由は、財政状況が安定していた平成15年度を目標とするというものでしたが、今回26市の経常収支比率の平均値を目標としようとしています。この基本的考え方が変わっていることの説明が必要です。経常収支比率85パーセントは難しいと感じますので、87パーセントという目標値自体は適当なところと思います。

宇賀神委員：

マクロ的にこれから何をすべきかということですが、ものの考え方を完全に変えなければいけないと思います。具体的な収入増加策や削減策の実施を徹底させ、具体的な効果としていかなければなりません。

社会状況も変わっているので目標値などを入れ替えることには批判はないかもしれませんが、ただし、それを三位一体の改革を理由にして変更しても説得力がないと思います。

住民が国に税金を納めても地方交付税等として市に還元されていないという状況では、市が自立するために勇気をもってやるべきことはやらなければなりません。その際に総合計画があるからと言って従来路線のままでは何も変わりません。

総合計画の見直しなどをやるほか、施設維持費の圧縮、職員数・給与水準の両面における人件費の削減やそのための人事考課の活用、職員教育によるの質の向上、行政運営の効率性の向上などやるべきことがあります。他市比較から得た目標値などは重要な問題などではなく、勇気を持って取り組むことで具体的な効果を出すことが重要です。

横道委員長：

市としては、当初85パーセントという相当思い切った目標を立てたわけですが、85パーセントはあるべき姿であり、これに近づくためにチャレンジしてきたわけですが、現時点

において平成21年度までの残り2年間で85パーセントを達成することは現実離れしているのではないかという判断から87パーセントという目標に引き下げたということだと思います。

事務局：

事業の見直しにつきましては、今回の目標設定に伴い市債現在高を2年間で29億円の抑制を図っていく予定であります。現在進めている平成20年度予算編成におきましても、要求ベースで約43億円の歳出超過の状況であり、たとえ計画事業であっても中止や延伸などで予算を抑制する必要があります。市債現在高を考慮しますと、計画ベースで約63億円の借入れ予定がありますが、少なくともこのうち10数億円程度抑制をしていく必要があります。今年度の目標としております。

横道委員長：

宇賀神委員がおっしゃったことは、補足資料の3ページの市債現在高倍率の項目に関わってきます。総合計画の事業などを実施するために平成20・21年度にそれぞれ63億円、53億円という借入れ計画があるところ、29億円の借入れを抑制して市債現在高を引き下げていこうということです。借入れを抑制するということは、新たな道路や施設の建設を止めなければならないということです。

宇賀神委員：

経常収支比率87パーセントのシミュレーションを具体的に市民に説明する必要があると思います。例えば総合計画の事業を止めるとか縮小するであるとか数値的にも説明していけば、経常収支比率は87パーセントであっても市民は納得されるのではないかと思います。

また、事務局提案には85パーセントを超えない水準を努力目標とするとありますが、こういった努力目標は、事実上しないということと同じです。87パーセントという目標について説明し、しっかりと達成することの方が明確でいいと思います。

横道委員長：

実際問題として宇賀神委員のおっしゃることも分かりますが、個人的には、85パーセントという努力目標を落とさないほうがいいと思います。本来は、理想又は目指すべき目標として85パーセントはあくまで掲げておいて、87パーセントを現実的な目標として設定する方がいいのではと思います。それというのも委員会としては強く言うておかないと取り組む側の市としては、実施段階で押し込まれるのではないかという危惧があります。

宇賀神委員：

民間の世界では結果だけがすべてですから、行政のそういった微妙なところがよく分からないのですが、例えば市議会などの反応ということですか。

事務局：

市議会には、事務局から説明をする予定であります。

また87パーセントで満足することなく85パーセントに向けて努力する姿勢は必要だとい

うことで努力目標として掲げております。

横道委員長：

87パーセントは他市を基準としたものですから動きます。今の時代で良好な水準とされる85パーセントを不動目標として掲げる意味もあると思います。

事務局：

この先の第3次行革につなげる意味においても、85パーセントと言う目標値を努力目標としても維持したいと考えています。

浅尾委員：

平成21年度に85パーセントという努力目標を設定することは避けたほうがよいと思います。同じ年度で2つの目標はおかしいと思いますから、中期的な目標として85パーセント、平成21年度までの目標を87パーセントというようにしたらいいと思います。

今尾委員：

目標を下げた最大の理由は3年間で23億円に上る三位一体の影響であるとの説明ですが、三位一体の改革の影響は、戦略プランの5ページに22億円程度の影響と記述があるように、当初の予測とほぼ一致していますから、目標値変更の理由としては腑に落ちません。実際のところ取組の中味がうまくいっていないのではないか思うわけですが、どうなのですか。

事務局：

三位一体の改革は、地方交付税、補助金などの削減に対してそれに見合った税源が移譲されるということが建前になっておりました。しかし、地方交付税削減については、ほぼ予測どおりでしたが、セットになるべき税源移譲が期待したほどのものではなかったというのが実態です。

事務局：

市税収入などは増えていますが、その増収効果を打ち消す以上に地方譲与税の削減があるなど一般財源全体で増えていないというのが実態です。

横道委員長：

三位一体の改革で、地方交付税や補助金の削減がされても、西東京市のように大都市圏にある自治体は税源移譲により税収増が見込めるため、大幅な歳入不足に陥らないのではという期待もあったと思います。ところが結果としてはそうならなかった。平成16・17年度までは織り込み済みでも、平成18・19年度になっても状況が好転しないのは予想外ということですね。

今尾委員：

つまり、戦略プランでいう22億円の影響というのは、地方交付税などの削減と税源移譲による税収増加との差し引きの純減額ではないということですか。

事務局：

財政白書43ページにありますとおり、平成16・17・18年度の3年間において所得譲与税が交付されていますが、これが平成19年度には市民税に移行します。平成18年度までも平成19年度においても同じことが言えますが、税の増加以上に地方交付税や補助金の削減が行われていますので、財政構造の改善に至らないという状況に変わりはないと言えます。

横道委員長：

戦略プランでは平成16年度に18億円、平成17年度に4億円の影響額と予測していますから、そこまではほぼ正確に予測していると言えます。ところが平成18年度や平成19年度までの影響が予測できたかということ、そうではない。平成19年度には都市部においてはもう少し税源移譲の恩恵があるのではないかとの期待があったと思いますが。

事務局：

平成19年度においては、実質一般財源総額でプラスに転じるのではないかと考えておりましたが、現実にはマイナスで税源移譲による効果は西東京市の場合見られないという結果になっています。

浅尾委員：

経常収支比率で1ポイントが約3.5億円と換算されるということですから、経常収支比率を85パーセントから87パーセントに2ポイント動かすことは、分母においては約7億円の減収効果があり、そのような財政状況に対応する措置と理解すればいいのでしょうか。

宇賀神委員：

平成18年度で5,200万円減収だったとすれば、財政に大きな影響とは言えないように思いますので、もっと違うところで無駄遣いがあるのではないかと思います。

横道委員長：

5,200万円は平成18年度における新たな影響額にすぎませんから、平成19年度以降も影響が続き、累積では大きな数字になります。平成19年度に三位一体の改革の影響がプラスに転じると期待していたとするとその差は大きなものとなるということです。

高坂委員：

三位一体の改革と言うのは、平成16・17年度で先行して地方交付税などを削減して、平成18・19年度に税源移譲を行って削減分をカバーするはずが、形式的には税源移譲はあったわけですが、地方交付税や所得譲与税などが削減されてしまい、結果的に三位一体改革では、自治体収入は削減されたものと思います。

宇賀神委員：

結果的に三位一体の改革でどの程度減収になっているということですか。

横道委員長：

平成18年度までの3年間で財政構造に23億円の穴が開いていますから、平均して約8億円

の増収があると期待していたと言えるのではないのでしょうか。

事務局：

平成19年度では税源移譲があってプラスになるのではという予測があったわけですが、結果として平成19年度の決算見込みと平成18年度の決算を対比して、市税や譲与税や地方交付税を約6億円の減収となると考えられます。市税は増額されている一方で、大きなところでも所得譲与税や地方特例交付金が廃止されています。三位一体の改革で先行して減収となっても、税源移譲によって最終的にはプラスに転じるのではと考えていただけに、現状では経常収支比率を85パーセントにもっていくというのは厳しい状況だと考えています。

横道委員長：

総務省が都市部でない地方に手厚くなるよう調整をしたため、都市部では見込んでいたよりも恩恵がなかったというのが実態だと思います。

西川副委員長：

補足説明資料では、例えば平成20年度の借入額が計画ベースで63億円となっていますが、合併特例債もこの中に含まれていますか。合併特例債はまだ100億円程度の活用枠の残りがあり、それらは新市建設計画に位置づけられた事業に充てる予定だったと思いますが、今後はこれについても抑制していくということですか。

事務局：

借入れ予定の大半が合併特例債です。計画に位置づけられた事業であっても、事業内容を精査して当初の借入予定額に抑制をかけることが必要と考えます。特に箇所付けがされていないような事業については抑制をかけて目標を達成していきたいと考えています。

西川副委員長：

合併特例債は7割が交付税措置され、一般に有利な借入れだと言われます。仮に合併特例債の活用枠一杯に約100億円を借りると返済額が約30億円となりますが、30億円といえども将来的に重い負担となります。

また市債残高が500億円を超えると繰上償還が認められないなど財政運営上不都合なことも生じてきます。合併特例債は公債費比率には算入されませんが、そのような影響が出てくるわけです。合併特例債といえども特別扱いせず、なるべく借りないようにして欲しいと思います。

それから、実質経常収支比率については、前回の委員会では93パーセントを超えないことを目標とするはずでしたが、今回は97パーセントを超えないという目標値に変わっています。また、補足資料2ページでは当初計画97パーセントという記載もあります。これはどういうことですか。

事務局：

補足資料でいう当初計画とは現行の戦略プランを指しています。現行の戦略プランでは実質経常収支比率の目標設定をしておりませんが、策定当時、経常収支比率と実質経常



収支比率との乖離は約12ポイントありましたので、実質経常収支比率は、経常収支比率を土台にしてさらに12ポイント上回る数値になると推定していました。経常収支比率の目標を85パーセントとした際に、表には出しませんでした。実質経常収支比率は97パーセントになるものと推定したわけです。

したがって経常収支比率の目標値を87パーセントに設定した場合、実質経常収支比率が99パーセントになるものと想定できますが、ここから削減努力で2ポイント差し引いて97パーセントを目標値とするというのが今回の提案です。

前回の93パーセントという数値は、繰出しの推計を多額に見積もりすぎていましたので、数値的に小さなものになってしまいました。

横道委員長：

補足資料の実質経常収支比率の当初計画97パーセントは当初の目標設定にはありませんから、括弧書きにして表記しておくべきですね。

西川副委員長：

88億円が理想的過ぎたので、目標を現実的なものにすること自体は、喜ぶべきことと思ったのですが、理屈付けとして三位一体の影響だけでは説得力が弱いと思います。実態としては社会情勢に対応した民生費等の歳出圧力が強いため、目標を緩和し、計画の変更となったと言えます。そうであればむしろ削減効果が88億円出ないことをしっかり分析して、理由付けに加える方がよいのではと思います。

事務局：

戦略プランの16ページの当初の収支見通しと実績値とを対比して分析してみます。その結果を変更の理由に加えてみます。三位一体の改革以外にも影響がある事由があれば、理由付けに加えていきたいと思います。

加藤委員：

5つの指標は相互に関連するものがあると思いますが、各数値間で矛盾することはないでしょうか。

事務局：

経常収支比率と実質経常収支比率との間には、経常収支比率が土台としてあってこれに特別会計への赤字補填分が付加されたものが実質経常収支比率であるという密接な関係にあります。

プライマリーバランスを改善するには、歳入面では市債抑制が鍵になり、歳出面では公債費を除く歳出をいかに抑えていくかが鍵になります。これはまた経常収支に関連してきます。

市債現在高倍率は、市債の抑制ということがポイントであり、プライマリーバランスと重なりますが、それだけでなく、市債借入れによって実施される建設事業が必然的に経常的な事業運営費を発生させることを考慮しますと、プライマリーバランスや経常収支に影響を与える関係になります。

財政調整基金につきましては、収支バランスを保つために基金を恒常的に活用することは、歳入に見合った歳出になっていないことになりまますから、プライマリーバランスを

はじめ財政全体に悪影響を及ぼすものと考えております。5つの指標それぞれに関連しておりますので、これらを一体的に取り組むことで財政構造全体のバランスが取れてくるものと思います。

横道委員長：  
指標間で矛盾しないよう取り組めるということですね。

事務局：  
そうです。

## 2 財政健全化法による4指標について

### 3 下水道使用料、国民健康保険料等について

横道委員長：  
議題2、議題3についてまとめて事務局から説明をお願いします。

事務局：  
《資料No.2に沿って説明》  
《資料No.3～5に沿って説明》

横道委員長：  
今回の目標値の提案では、下水道使用料改定は織り込み済みで、国保は赤字繰り出しについて多摩地区平均程度を目途に見直しをすると想定して、実質経常収支比率を改善していこうということですね。

事務局：  
そういう想定です。

## 4 その他

### 日程調整等

《平成19年度第6回委員会については、2月6日に開催。2月中旬に議会に対しても説明予定》

《閉会》